

2次評価（基本施策評価）結果について

各基本施策の総合評価

基本施策番号	基本施策名	評価責任者 (基本施策主管課長)	総合評価（今後の展開、事業の見直し等）
1	10万市民の健康を維持する	健康推進課長	健康増進事業の企画及び運営に関し、平成23年度策定予定の「新伊賀市健康21計画」に基づき、保健所、福祉事務所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、ボランティアを含む住民の代表等からなる協議会において、これらの者の意見を聴き、その協力を得て、健康増進事業相互間、健康増進事業と医療及び福祉サービス並びに地域と職域の保健サービスの有機的な連携及び調整を積極的に図るものとする。 また、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を持って、主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域・行政・学校・職場などが一体となって、これを支援し、市民の健康づくりを総合的に推進する。
2	身近なところで高度な医療を提供する	健康推進課長	引き続き、上野総合市民病院の常勤内科医師の確保に全力を挙げて取り組む。 限られた医療資源を有効に活用するため、救急医療に携わる病院の診療機能の重点化を図り、魅力ある病院作りに努める。
3	高齢者などを地域や集落で支える環境をつくる	介護高齢福祉課長	平成27年度までの第2次地域福祉計画に基づき、テーマ別部会を始め社会福祉協議会と協同して、高参加・高福祉の理念にあるしくみづくりを推進する。
4	子どもや高齢者を地域ぐるみで見守る	介護高齢福祉課長	現在実施している地域福祉権利擁護事業補助金も、能力に応じた負担の検討が必要である。
5	障がいのある人の自立した生活を支える	障がい福祉課長	平成25年の基本施策指標の目標値を達成するために、現在実施されている施策等について、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」等で協議を行う。 また、障がい者福祉計画に基づいた事業実施について、行政の担当各課に実績と課題提出を求め、同協議会にて事業評価を行っていく。
6	高齢者の健やかな生活を支える	介護高齢福祉課長	今年度も効率性の検証として、コストに見合った効果があるか否かを実施する。
7	老後の生活や低所得者の自立を支える	介護高齢福祉課長	寝たきり高齢者等福祉手当支給事業については、一定の所得制限が必要である。
8	子どもを産み育てやすい環境をつくる	こども家庭課長	おこなっている事業自体を知っている人が少ないので、周知を図ることにより、利用が増えるのではないかと。周知の方法の検討が必要。 保育士不足の解消を図らないと、保育事業のニーズに答えられないばかりか、保育士の資質の向上を図るための研修等にも参加できない現状を克服しなければならない。
9	家庭の教育力を高める	八幡町市民館長	小学校区内のより多くの地区外児童が、事業に参加する取り組みが必要である。
10	少子化に歯止めをかける	こども家庭課長	子育て支援：センター数を増やし、相談する人が身近にいる方がよいと思う。 子ども発達支援：専門職を雇い支援のいる子どもたちが一人で生きていけるような取り組みに広げていかなければならない。 障がい福祉課との連携も必要となってくることもあるかもしれない。 虐待については、どちらの施策と言いがたいので、虐待の連絡は周辺の人からもしていただけるような啓発が必要。基本的な認識の学習会を全住民対象に実施する必要がある。
12	犯罪や交通事故を未然に防ぐ	市民生活課長	加齢に伴う身体的機能の低下などが交通事故につながることから、運転技術の低下防止や交通法規の再認識への取組は、一人ひとりの交通安全に対する認識を高める機会となり、必要性が高い。 超高齢社会により、対象者が増加することから実施回数を増やすとともに、運転者への啓発だけでなく歩行者への啓発が必要である。
13	環境にも家計にもやさしい消費生活を普及させる	市民生活課長	多様化、複雑化した相談において、解決策を生み出していくには、専門的な知識を習得した弁護士や専門相談員の対応が必要であり、市民が個々の対応となると経費的にも多額の費用を要するため、無料相談の設置は意義があり継続する必要がある。

基本施策 番号	基 本 施 策 名	評 価 責 任 者 (基本施策主管課長)	総 合 評 価 (今 後 の 展 開 、 事 業 の 見 直 し 等)
1 4	感染症などの流行、拡大を防ぎ、食の安全を確保する	健康推進課長	感染症の発生予防に重点を置いた施策の推進、平時から住民に対して広報誌等を利用した、感染症に関する情報提供普及啓発等を行うとともに、予防接種法に基づく定期予防接種を実施する。 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応を市の保健所と連携しながら、役割分担に応じて、防疫活動、保健活動などを感染症の患者等の人権を尊重しながら 迅速に実施する。
1 5	自然災害等への十分な備えをする	総合危機管理室長	災害時における市民への確実な情報伝達手段の整備が喫緊の課題である。防災行政無線の整備については、必要性が高いが高額の費用を要するため、実効性の検証が必要である。近年は、インターネットや携帯電話により情報はリアルタイムで取得できるが、防災無線の整備が遅れている地域や携帯電話の不感地域もあり、情報弱者と言われる子供や高齢者でも不自由なく利用可能な防災情報伝達手段の確保が必要であることから、コミュニティFMは「いつでも、誰でも」容易に取得できる情報伝達手段であることから、防災行政無線と併せて多様な手段を整備する必要がある。
1 6	火災を防ぎ、市民の命を救う	消防総務課長	市民が安心して暮らせるまちづくりのため、消防体制の整備強化を図らなければならないことから、地域活動における消防団員の適正化に努めるとともに、自主防災組織の活動強化、消防水利については出火率の高い住宅密集地域で水利の充足率が低いところから整備強化を進めていき、救急救命士をはじめ、職員の専門知識の取得研修について、今後も計画とおり進めていきたい。また車両整備については財政状況等により思うように耐用年数内での更新はできないが、複雑多様化する災害に対応できるよう車両の更新を今後も計画とおり進めていく。 普通救命講習の受講者数はAED講習を取入れた平成17年4月から実施し、目標である1万人を超えたが3年で再講習の必要があり更なる普及が必要である。
1 9	自然と共生する、住みよいまちをつくる	環境政策課長	ゴミの減量化に向け市民が一体となった協力体制が必要である。市民に環境問題が身近な問題であることを認識してもらうためには、行政や環境保全団体などとの連携により環境セミナーや環境行事への参加などと呼びかける。今後は、啓発活動の内容の見直しや環境パトロールの強化などを図っていきたい。また、市民の安全と安心面を考え敏速な対応に心がけるため直営で環境分析を行っている。今後の展開として公害を未然に防ぐため早期発見、苦情の増加を抑制するためにも、市内企業への徹底した指導及び有効検査地点となるよう測定地点の見直し等の実施を図り環境保全に努める。
2 0	美しい川の環境を維持する	建設 1 課長	現在実施している里川改修工事を早期に完了させ、また、新規の事業採択に当っては、費用対効果に留意し国の補助メニューを活用するとともに、採択基準を明確にして緊急度の高い河川を採択する。浸水被害を低くするために、河川堆積土砂の浚渫工事を進める。その際、地元へ残土捨場の確保を要請し工事費の圧縮に務め、さらに、河川敷内の草刈作業に対する草刈燃料支給の作業協力を拡大する。
2 1	安全でおいしい水道水を安定供給する	水道部施設課長	平成20年3月策定の「伊賀市水道事業基本計画」(地域水道ビジョン)～ひと・地域(まち)・未来を結ぶ輝く水道をめざして～に基づき、「安全・安心・安定な供給」を図る事業を推進する。
2 2	全市的に生活排水処理施設を整備する	下水道課長	・生活排水処理施設整備率は、現在実施中の農業集落排水3地区が完了すると、平成27年度には74.1%と想定され、一定の成果が得られる。しかしながら、基本施策名「全市的に生活排水処理施設を整備する」には程遠く、特に中心部においては整備が一向に進まないとの指摘が多い。しかし、上野処理区については都市マスタープランにおける線引き非線引きについて決定されていない状況であり、整備計画の見直しができないため、当面の対応として市単下排水路整備事業や合併処理浄化槽設置事業の推進を図る。
2 4	ごみを減らす生活を送る	清掃事業課長	資源再利用回収奨励金及び生ごみ処理容器購入補助金のあり方(制度)について、住民自治協議会と協議し、平成25年度までに一定の方向を定める。 容器包装プラスチックをはじめ資源ごみの分別徹底を啓発し、資源循環型形成社会を推進する。
2 6	環境問題などに協働して取り組む	環境政策課長	産業廃棄物最終処分場周辺地区の住民の安全、安心面を考え敏速な整備対応を行なっている。今後の展開として住環境の整備と地域の環境保全に努める。なお、事業着手が遅い部分については、H22以降、担当課と協議を行い、ゆとりのある執行計画を立てるようにする。また、伊賀市環境マネジメントシステム推進事業については、進捗管理及び達成状況の把握に努め環境管理推進会議に諮り改善点を見出す。

基本施策 番号	基 本 施 策 名	評 価 責 任 者 (基本施策主管課長)	総 合 評 価 (今 後 の 展 開 、 事 業 の 見 直 し 等)
27	秩序のなかにもにぎわいのある都市空間をつくる	中心市街地活性化推進室長	中心市街地活性化基本計画に位置づけられた事業については、認定計画の完了予定時期である平成25年3月までに3つの目標数値（歩行者・自転車通行量、小売商業年間販売額、コミュニティバスの利用者数）を満たすよう事業を推進しなければならない。 また、都市計画区域の再編と区域区分の方針については、当市の土地利用にかかる根本の考え方であり、将来を見据えた計画を策定しなければならない。
28	緑化を進め、公園や緑地を整備する	都市計画課長	平成27年度の目標値を達成するため、都市公園（開設）面積及び施設の整備の事業進捗率については、引き続き制度事業の計画通りに実施する。庭木の整枝・剪定講習会の開催については、今年度において開催時期や場所等を検討し、目標人数に近づけるよう努める。市民緑地については、市街化区域内の遊休土地の問い合わせなどの際に、制度の活用について説明するなど、制度普及に向けた取り組みについて年度内に検討する。
29	伊賀市らしい景観を守り、活かす	都市計画課長	行政と市民の協働による景観まちづくりを進める上で、シンポジウムの参加者を増やすことで、景観まちづくりに対する理解・啓発を進める観点から、会の活動の周知やシンポジウムの開催の持ち方など引き続き検討の余地がある。このため、「ゆめさき会」については、事務局を住民団体へ移行途中であるが、会員数の増加が少なく、財政基盤が脆弱であることから、住民自治協議会など広く受け入れ団体を検討する必要がある。
30	伊賀市らしい住まいと居住環境を創造する	建築住宅課長	社会的ニーズ、セフティーネットについては、社会情勢、弱者保護の情勢の変化、人口統計の推移など、今後の計画期間を10年間とし、5年毎に実施の見直し、精査を実施し進める。
31	個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を進める	学校教育課長	*「個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を進める」には、教育内容にかかわる事業と教育環境にかかわる事業を適切に推進していくことが必要です。 *教育内容にかかわる事業では、「伊賀市子どもたちの学力の向上」に向けての取り組みを重点とすることによって、他の事業の内容を見直し限られた予算を効率的に執行していきます。 *学力の保障はまさに子どもたちとしては将来の夢の実現に向かう進路保障の取り組みそのものとなります。とりわけ経済的・家庭的状況の厳しい子どもたちや特別に支援を要する子どもたち、外国籍の子どもたちなど社会的に厳しい状況に置かれている子どもたちの教育を保障する事務事業については、事業費を子どもたちへの直接的な支援につながるよう見直ししていきます。 *学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす生活の場であるとともに、地域住民の避難場所でもあることから耐震力のない施設については、計画的に耐震補強工事を行い、安全・安心な学校環境の充実を図っていきます。 *校区再編については、学校規模の適正化の観点から再編計画にそって進めていくこととしますが、保護者や地域の意向も検討しながら、弾力的に推進していくこととします。
33	だれもが生きがいを持てる機会をつくる	中央公民館長	①現在公民館に所属するサークル協議会には運営助成しているが旧市町村における助成を踏襲しており公民館によって格差が大きい。そのため、助成金の総額は縮減を図りながら格差の是正に努める。 ②公民館使用料には館により差がある。また免除（減額）の規定も公民館により取り扱いが異なる。そのため使用料の見直しを行うとともに、免除規定運用の統一化を図る。 ③公民館講座・教室の開催数も公民館により大きな開きがある。参加者の実績も考慮しながら講座数の縮減を検討する。
34	だれもが気軽に楽しめるスポーツを振興する	スポーツ振興課長	スポーツ振興計画の基本目標である「スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり」「健全な心身を育み、活力を生む生涯スポーツの推進」「互いの力を高め合う競技スポーツの振興」を達成するため、各事業をさらに充実させていく必要がある。 また、市の一体性確立の一助となるよう、旧町村で行っているスポーツイベントを今後財源も含めて地域組織に委ねていく。 体育協会については、平成23年度から各支部を廃止し、新たに地域団体として加盟することとした。 平成24年度に体育協会及びスポーツ少年団等の事務局の自立化を目指してきたが、安定的で継続的な活動を行うことはこれまでの調査の結果困難であることが判明したため、当分の間、現行どおりスポーツ振興課において事務を行うこととした。

基本施策 番号	基 本 施 策 名	評 価 責 任 者 (基本施策主管課長)	総 合 評 価 (今 後 の 展 開 、 事 業 の 見 直 し 等)
35	文化・芸術により、豊かな感性と創造性を育む	企画課長	幅広い年齢層の市民が、多くの文化芸術に触れることができる環境づくりと、市民一人ひとりの文化芸術に対する意識の高揚、更に伊賀市という文化歴史に恵まれた地域性を活かした文化力の向上を目指し、事務事業の運営の見直しを行うとともに、より充実した施策としたい。また、文化振興事業にかかる費用対効果的には評価は表しにくい、財政的にも事業の役割分担のなかで効率よく事業の展開を図っていききたい。
36	歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ	生涯学習課長	『伊賀市史』については、平成27年度の間に全6巻を刊行することになっており、書籍の計画的な発刊を行うとともに販路、販売促進を強化し歳入の増加を図る必要がある。文化財について計画的な調査、保存管理を行い保護、伝承を推進する。文化財施設については、指定管理者に委託をしているが、企画展、講座等の開催数を増やすなど利用者の増加に努めるとともに、市民参加を得る事業を行い文化財への理解を深める。
37	子どもたちの健やかな成長を促す	生涯学習課長	青少年指導者育成のための講座等について情報発信するとともに、青少年育成団体等が行う研修会、講座への参加者数を増やすために学校や地域と連携を取りPRに努める。
38	互いを認めあい、すべての人の人権を尊重する	人権政策・ 男女共同参画課長	地域や団体、企業等が主体的に人権問題に取組み、差別や人権侵害のない社会の構築のため、それぞれがその責任と役割を自覚し、活動している社会をめざし、人権啓発を推進していく。特に地域での人権啓発を進めていくためには、学習教材や研修機会の充実が必要であるが、啓発を推進していく人材の養成が不可欠である。これまで地域啓発が進まなかった要因の一つに地域リーダーの絶対数の不足と地域での推進体制が確立していないことがあげられる。引き続き、リーダー養成に努めるとともに、推進体制が整備されるまでの間、市職員の関わりやサポートが必要である。あらゆる機会を通じて、市民が人権について学べる「しくみづくり」と意識改革につながる事業を展開していく。
39	部落差別の解消に向け、同和行政を推し進める	同和課長	各隣保館事業に参加される地域の高齢者の方々について、市内全域の福祉交流事業を2011年度から新たに実施する。この事業を通じて各隣保館活動の紹介と地域間交流を図る。
40	ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちをつくる	障がい福祉課長	今後、市が建設する施設や市が主催するイベント、また、日常の業務においても、常にユニバーサルデザインの理念を反映させていくためには、伊賀市としての指針(条例・規則等)を作成し遵守していくしくみづくり、成果を評価・指導していくシステムづくりも必要である。
41	あらゆる場に男女がともに参画する社会をつくる	人権政策・ 男女共同参画課長	H27年の目標値を達成するために、重点施策の「女性のエンパワーメントと女性リーダーの育成」事業を、人材バンクや女性リーダー養成連続講座開催、男女共同参画ネットワーク会議の充実をうまく連携させ、効率的に実施し、女性の参画拡大にしっかり繋げていく。 「ワーク・ライフ・バランスの推進」については、啓発事業に工夫が必要であると考えており、検討が必要である。
42	持続的で個性的な農林業を実践する	農林振興課長	平成22年度は伊賀北部農業振興協議会を伊賀南部農協にも加入いただき青山地域を含んだ伊賀市域農業振興協議会に事業範囲を拡大した。今後、各種団体、各地域の要望等を的確に把握し、H25年度までに各協議会等の事業を整理をする中で負担金や補助金について見直し、平坦部だけでなく中山間地域を含んで優良農地の確保及び有効利用等を図り地域を守り地域を育てる中で、営農組織等を支援し、多種多様な担い手を確保し地域の保全と営農の発展を図っていく。
43	伊賀ブランドの価値を高め、売り出す	農林振興課長	現在実施されているイベントや各種団体等への負担金・補助金について観光事業との整合性も図る中で抜本的な見直しを行う。その上で各種団体等との役割分担を明確にし、観光宣伝事業等にあわせて特に購買力のある大都市圏へのPRを進めていく。H25年度までに現在実施されているイベントや各種団体等の負担金、補助金を整理し各事業等の効率化によって生じた財源を積極的に大都市圏へのPRに活用する。
44	資源ともてなしの心を活かし、観光を振興する	商工労働観光課長	観光客の増加を図っていくには、各観光地周辺地域の住民や商店との連携が必要で、にぎわいの創出まではできても、訪れた観光客に対して郷土の料理や名産の提供など民間の観光産業としての力を発揮願うよう連携・協力の強化を図るとともに、受け入れの社会資本整備について支援の方策を検討する必要がある。
45	住む人にとって魅力ある商店・商店街をつくる	商工労働観光課長	駅前再開発ビルの完成後には、市の一部機能が移転するため、確実に現在より多くの市民が駅前ビルに訪れることになる。いかにそこから商店街へ導けるか(魅力ある商店街として)が重要で、個店、商店街、地元住民が一体となって集客イベントの開催や個店ではきかない高齢者等への宅配サービス・訪問販売など地域での高齢者見守りとしての役割を果たすなど組織として取り組むことに対して支援を図っていききたい。

基本施策 番号	基 本 施 策 名	評 価 責 任 者 (基本施策主管課長)	総 合 評 価 (今 後 の 展 開 、 事 業 の 見 直 し 等)
4 6	地元魅力的な雇用の場をつくる	商工労働観光課長	社会経済情勢や産業構造が変化するなかで、新たな就業機会の確保を図っていくには、高齢者にはシルバー人材センターを通じての支援や若年層には就職セミナーの開催など市でできる雇用施策には限りがあると思われる。このようななか、「ゆめテクノ伊賀」を活用し、企業の第2創業や起業家を育成し新産業を創出することにより就業機会の確保を図ることが重要である。また「ゆめテクノ伊賀」を中心に産学官連携を強化することにより情報交換、交流の場を設け人的ネットワークを強化し、新事業の展開、販路拡大を通じて働く場所の提供を図り、「ゆめテクノ伊賀」での共同研究やインキュベーション室から早く成果（新事業）を導き出すべく支援を図っていききたい。情報等の提供について、情報発信システムである「いがパートナーねっと」では求人情報も発信することができる他、企業側での情報交換などが可能であり、その利用者の拡大を図って行く必要がある。
4 7	企業誘致により雇用の場を増やす	商工労働観光課長	現在の経済状況において、雇用の場をつくるには企業誘致が直接的であるが、今後少子化が進む中で労働力人口の減少が考えられ、企業の業績回復後には地域での人材不足が懸念されるところである。魅力ある企業が立地し、当地区の企業への通勤圏内に定住人口が増加することが地域経済の発展につながるものと確信している。
4 8	仕事と子育てを両立できる職場環境をつくる	商工労働観光課長	目標数値の達成（満足度を上げる）は、現在の事業に加え、行政での啓発事業中心にした事業を展開することにより啓発を図りますが、国からの育児休業制度や介護休業制度などの充実を図るため企業等へ制度化実施の強化策が必要であり、また、企業・事業所等においては、その社会的責任を果たすべく、各種制度の充実を積極的に図ることが優秀な人材確保に繋がることになる。また、労働者は、各種制度があれば積極的に利用していく者が増加することが、国民の意識の変革とつながり、仕事と子育てを両立できる職場環境をつくり出せることにつながる。
4 9	広域的な道路・交通環境を整備する	企画課長	①伊賀線については、利用者の減少により、今後、更に経営が困難となることから、存続の危機に陥ることが予想される。地域の生活を支える鉄軌道として市からの運営補助が終了する平成28年度までに、再構築に向けた新たなスキームについて、伊賀鉄道㈱等と協議・検討が必要ではないかと考える。 ②JR関西本線については、大阪と名古屋を最短距離で結ぶ国土幹線上の重要な路線であることの認識のもと、複線電化に繋がる利用促進と利便性向上への取組みについては、引き続き、促進団体、三重県、沿線自治体が一丸となって、要望活動や各種事業の展開を図ることが重要だと考える。
5 0	市内道路網を機能的に強化する	建設1課長	H25の基本施策指標の目標値を達成するため、現在採択されている道路の新設改良工事の早期完成に傾注する。その上で公共残土の受入や残土処分場の確保、工法の再検討を行い事業費圧縮に取り組む。新規の事業採択に当たっては、補助事業採択を基本に費用対効果に留意し、採択基準を明確にして緊急度の高い道路を採択する。
5 1	市内交通機関の利便性を高める	企画課長	新たに見直しを行った「伊賀市交通計画」に基づいて、効率的・効果的な交通体系を構築することとします。
5 2	高度情報化に対応した地域と市役所をつくる	情報推進室長	市の課題となる事業が山積する中で、情報化に投資できる予算を有効活用するため投資対効果を十分検討し、市民が必要を感じ、市民の満足度を向上させることができる事業を選択し実施してゆく。そのため行政内部では正確な事務執行と同時に効率化を進め、経費削減効果を検討してシステムの導入を計画的に進めてゆく。
5 4	地域資源を活かして、他地域と交流する	企画課長	目標値は概ね達成できるものであるが、マンネリ化している状況のなかで、再度、交流内容の効果・効率性を検証しつつ費用対効果の視点から検討をしていきたい。
5 5	外国人と交流でき、共生できる地域社会をつくる	市民生活課長	外国人にとって暮らしやすい生活環境の整備を進めていく上で、さまざまな生活課題に関する情報提供や相談支援など、わかりやすい行政機関として位置づくよう努めなければならない。また、多文化共生を担当する部署がNP0をはじめ関係団体と連携・協働して推進することが適切であると考ええる。
5 7	伊賀市としての一体感を生み出す	秘書広報課長	・広報紙の配布について、自治会組織の未加入世帯について申し出により個別に送付しているが、配布率を高めるため市ホームページや広報いが市等で周知する。 ・行政情報番組については、各年代層ごとに関心のある情報をわかりやすく放送するため、行政情報番組検討委員会の意見を聞くとともに、番組制作スタッフ会議を重ね、番組の充実を図る。

基本施策 番号	基 本 施 策 名	評 価 責 任 者 (基本施策主管課長)	総 合 評 価 (今 後 の 展 開 、 事 業 の 見 直 し 等)
5 8	行政職員の専門家としての能力や意欲を高める	人事課長	職員研修については、他市の例を見る中では、財政状況が厳しい中で、最も予算が削減がされやすい要素ではあるが、当市の姿勢として職員の人材育成には力を入れていくという方針が堅持されている限り、一定の経費は充当されるべきものであると考えられます。 したがって、市民のニーズに応えるためにも、最低限、現状程度の投資は必要であり、今後も継続して事業を展開していくべきであると考えます。
6 0	市内各地域の特性を活かした分権型のまちをつくる	管財課長	特例債を主要財源（約40億）とする事業であり、平成26年度中の竣工が不可欠。設計業務着手が約半年遅れたことから、今後のスケジュールに余裕はなく、庁舎建設基本設計の内容に従って、前進するのみ。
6 1	市内外から多様な主体を受け入れる、開かれたまちをつくる	企画課長	本事業は、様々な住民が参画・交流できる場としては妥当であると考えるが、事業評価を検証しつつ役割分担や補助金について住民自治協議会の役割や地域包括交付金への移行を検討したい。
6 2	豊かさを実現するための地域に合った施策を住民自らが選択する	市民活動推進室長	本年度、地域包括交付金の二次見直しとして、各課の業務や補助金を整理し地域で取り組んだほうが効果的、効率的な事業を地域包括交付金に含めていくためのメニュー化を進める。 補助金の見直しに関する方針に基づき、地域包括交付金の算定方法や算定基準等を見直す。
6 3	住民自治活動を活発化させる	市民活動推進室長	市内38箇所の自治活動の拠点整備を計画的に進めることで、その機能を市民主体により十分に発揮できるものとする。 地域活動支援については、住民自治協議会への財政支援とともに協働の推進を視野に入れて見直しを行う。
6 7	行財政改革を推進する	総務課長	限られた財源で、多様かつ複雑な市民のニーズに応え、将来にわたって安定した行財政運営を行うため、集中的に行財政構造の改革に取り組み、歳入と歳出の両面から抜本的な見直しを行い、将来に過度な負担を先送りしない財政基盤を早急に確立する必要がある。 職員一人ひとりが常に問題意識を持って事務事業の執行に努め、行財政改革を着実かつ計画的に実施していけるよう、第2次行財政改革大綱前期実施計画については、目標を達成できるよう進行管理の徹底を図る。